

**申告が
必要です!**

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

申告期間
平成20年
7月1日～31日
まで

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

所得変動に係る経過措置による住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

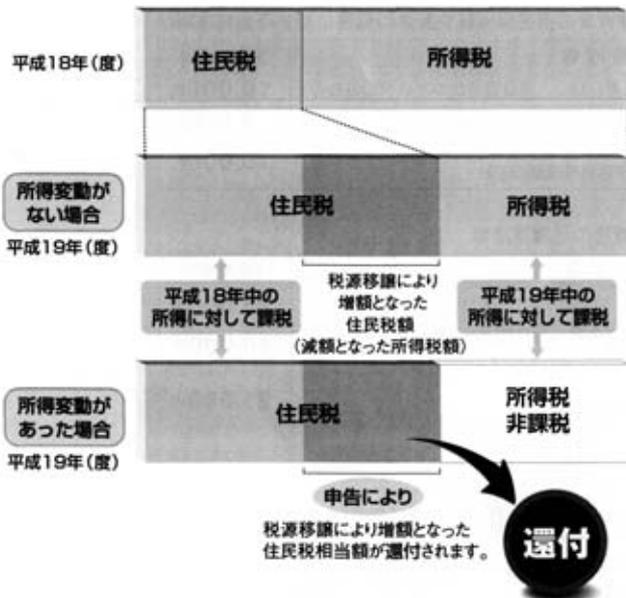
申告先
平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

- 例えば、
- ・ 出産や病気のため長期休職されていた方
 - ・ 定年退職された方や依願退職された方
 - ・ 自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方 など



平成19年分の所得税が課税されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。
対象者には、7月中旬までに通知します。

○所得変動に係る経過措置



所得変動のモデルケース●夫婦●

(平成18年、19年ともに収入400万円の場合) (単位：円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	150,000	75,000	↓ 還付されます!!
住民税	80,000	155,000	
合計	230,000	230,000	

(平成18年給与収入400万円、平成19年収入なしの場合)

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

◎問い合わせ先 神崎市役所 税務課 ☎ 37-0114

災害時の避難所について

風水害・地震などの災害に対応するため、公民館・学校などの公共施設を避難場所として指定し、状況に応じて開設します。日頃から災害に備え、避難場所を確認しておきましょう。

避難するときは、少なくとも次のようなものが持ち出せるようにしておきましょう。

- ・氏名票...住所・氏名・生年月日や血液型などを記載したもの
- ・食料...缶詰などを1人当たり2～3食程度
- ・飲料水...1人当たり3リットル(ペットボトル2本)程度
- ・常備薬...日常使用されている薬や救急医薬品
- ・その他...貴重品、ラジオ、懐中電灯、タオル、ちり紙、最低限の衣類など

神埼町	千代田町	脊振町
◆神埼市中央公民館	◆千代田町保健センター	◆神埼市脊振公民館
神埼中央公園体育館	千代田文化会館 (はんぎ一ホール)	脊振勤労者体育館
神埼町保健センター		脊振2000年館
神埼市B&G海洋センター	次郎体育館	脊振山麓習遊館
神埼中学校	千代田中学校	鳥羽院山荘
神埼小学校	千代田東部小学校	倉谷避難所
西郷小学校	千代田中部小学校	脊振中学校
仁比山小学校	千代田西部小学校	脊振小学校

避難所が開設されているかについては、避難される前にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 総務課

☎ 37-0100

千代田総合支所 総務企画課

☎ 44-2111

脊振総合支所 総務企画課

☎ 59-2111

「 」印のついている避難場所は、各町で最初に開設する避難所です。

まちづくりの市民活動を支援します

多様化する市民ニーズに対応し、自立したまちづくりを進めていくため、市民と行政の協働のまちづくりが必要となります。そこで、市では、いつもの市民活動をしやすい環境づくりを構築するため、市民の自主的かつ公益性のある活動を行う団体に補助金を交付し、支援します。

○補助対象団体

- ・次に掲げる全てに該当する団体
- ・5人以上の構成員を有し、代表者と主たる構成員が神埼市民
- ・神埼市内に事務所を置き、かつ市内で活動している
- ・政治活動、宗教活動を主たる目的としないもの
- ・定款、規約または会則を有し、自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する

○補助金の額

- ・補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度(ただし、予算の範囲内とする)
- ・一団体への補助は、3年間を限度

○応募締切日 7月31日(木)

九州電力からのお知らせ

台風により、電柱が倒れたり、電線が切れたりする場合があります。近づいたり、触れると大変危険です。九州電力へお知らせください。

アンテナや看板、ビニールシートなどは風で飛ばされないよう、しっかりと固定をお願いします。

停電の際は、九州電力への電話がつながりにくくなります。停電に関する情報は、ラジオ放送などのほか、九州電力のホームページや携帯電話サイトでもお知らせします。

- パソコン版ホームページ
<http://www.kyuden.co.jp>
- 携帯電話版ホームページ
<http://kyuden.jp>
- 九州電力(株)佐賀営業所
☎ 0120-986-303(通話料無料)

◎問い合わせ先
神埼市役所 企画課
☎ 37-0102

○申請書設置・提出先
・神埼市役所(3階) 企画課
・千代田総合支所 総務企画課
・脊振総合支所 総務企画課

- 補助対象活動
地域の活性化、市と協働のまちづくりに貢献する公益性のある活動
- 例えば、
- ・地域のイメージアップを図るもの
- ・地元産品を活用し、地元産業の活性化を図るもの
- ・地域の自然、歴史環境を活用したもの
- ・市民協働を進めていくために必要と認められるもの など

佐賀市営バス(迎島線)廃止のお知らせ

佐賀市交通局のダイヤ改正に伴い、6月29日の運行をもって迎島線「佐賀駅バスセンター～神埼市千代田町迎島」が廃止になりました。

市では、市内全域を見渡す中で、ニーズ調査などを行い、公共交通体制の構築に向けて検討しています。

◎問い合わせ先 神埼市役所 企画課 ☎ 37-0102